福県医発第１２０６号（保）
平成１５年　９月２６日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師
会　長　関　原

栃木県医師国民健康保険組合給付割合の変更について

標記の件につきまして、平成１５年１０月１日より下記の変更となる旨、栃木県医師国民健康保険組合より通知がありましたので、会員各位への周知方よろしくお願いいたします。

記

１．給付割合

種　　別	変　更　前 （平成15年9月30日まで）	変　更　後 （平成15年10月1日から）
第１種組合員 （医師本人）	9　　割	8　　割
第２種組合員 （従業員本人）	9　　割	8　　割
家　　族	8　　割	8　　割 （据え置き）

※入院・入院外ともに同給付割合
※３歳未満・前期高齢者は、法に定める給付割合

２．施行年月日　　平成１５年１０月１日

小郡三井医師会より　　担当理事　友清　明

栃医国保発第３９号
平成１５年９月１日

各都道府県医師会長　様

栃木県医師国民健康保険組合
理事長　宝住

給付割合の変更について

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、本組合運営につきましては格別のご指導ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本組合では、平成１５年３月６日開催された第９１回通常組合会において規約の一部改正を議決し、平成１５年１０月１日より下記のとおり給付割合を変更することになりましたのでお知らせいたします。

つきましては、関係機関への周知方、よろしくご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．給付割合

種　別	変　更　前 （平成15年9月30日まで）	変　更　後 （平成15年10月1日から）
第１種組合員 （医師本人）	９　割	８　割
第２種組合員 （従業員本人）	９　割	８　割
家　族	８　割	８　割 （据え置き）

＊入院・入院外ともに同給付割合

＊３歳未満・前期高齢者は、法に定める給付割合

２．施行年月日　　平成１５年１０月.１日

福岡県医師会 受 15.9.-4